

飛騨高山インキュベーションセンターの管理運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、起業家の増加による市内産業のイノベーションや、市内における新たな業種、職種の創出を図るとともに、働く場所や時間、組織などの観点から、多様な働き方が選択できる環境を整えるために整備した飛騨高山インキュベーションセンターについて、起業を志す者などに利用させるに当たり、適正な管理運営を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
飛騨高山インキュベーションセンター（以下「センター」という。）	高山市有楽町45番地

(対象者)

第3条 センターを利用できる者は、第1条の目的に沿った、次の各号のいずれかに該当する者であって、利用開始までに高山市に住民登録を行うことができるものとする。

- (1) 高山市において起業を検討している個人
- (2) その他センターを利用させることが適当であると市長が認める者

(利用期間)

第4条 利用期間は1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は利用期間を延長することができる。

(利用時間)

第5条 利用時間帯に制限は設けないが、宿泊は禁止とする。

(利用の申請及び許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長が指定する期日までに飛騨高山インキュベーションセンター利用申込書（別記様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用を許可したときは、飛騨高山インキュベーションセンター利用通知書（別記様式第2号）を交付する。

3 市長は、第1項の許可に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことが

できる。

- (1) 政党又は政治活動を行う者であるとき。
- (2) 宗教団体活動を行う者であるとき。
- (3) 貸金又は消費者金融事業を行う者であるとき。
- (4) 商品先物取引に関する事業を行う者であるとき。
- (5) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行う者であるとき。
- (6) 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっている者であるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の者であるとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (10) 利用者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (11) 利用者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (12) 利用者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) センターの管理上支障があると認められたとき。
- (14) センター又はその付属設備を損傷するおそれがあると認められたとき。
- (15) センターを利用させることが適当でないと認められたとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の許可を取消し、又は利用の停止を命じることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく許可の条件に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 許可を受けた後において前条各号の規定に該当したとき。
- (5) 近隣住民及び近隣店舗に迷惑をかけたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたことにより利用者が受けた損害については、市長はその責を負わない。

3 市長は、第1項の利用の許可の取消しにより損害を受けたときは、利用者に対し、その損害賠償を求めることができる。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) センター及びその付属設備を損傷し、又は汚傷しないこと。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) センターの清掃は利用者が全て行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(利用料)

第11条 センターの利用料は無料とする。ただし、無料とする範囲は次に掲げるものとする。

(1) 施設の賃借料

(2) 警備保障に係る費用

2 前項の規定にかかわらず、利用者自らが取り付ける設備等に関連する全ての費用については、利用者の負担とする。

(利用の取消し又は変更)

第12条 利用者が利用を取り消し、又は利用許可事項の変更をしようとするときは、飛騨高山インキュベーションセンター利用取消(変更)届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、建物、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(退所)

第15条 市長は、この要綱に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、退所を命ずることができる。

(事故等の賠償)

第16条 市長は、利用者がその利用中の自己の過失により負傷し、又は死亡したときは、一切の責任を負わない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。